

二重処罰の禁止に関する主要国の状況

1 イギリス

コモン・ロー上の原則であり、制定法上の根拠条文は存在しない。

競争法違反による制裁との関係では、アメリカのように、二重処罰の禁止違反が問題となる余地は乏しい。イギリス競争法の体系下では、アメリカ法とは異なり、法人（たる事業者）は処罰されない。また、個人が事業者として刑罰と金銭的制裁の双方を受けることも、殆ど想定されていない。仮に、特定の個人に刑罰と金銭的制裁が課（ないし科）されたとしても、両者の制裁としての性質が異なっているので、二重処罰の禁止違反との問題は生じない。

2 フランス

（1）重複適用を巡る状況

金銭的制裁（L464-2）は行政制裁金、罰金（L420-6）は刑罰であり、両者はそれぞれ性質を異にするので、前者を事業者に、後者を自然人に同時に賦課（科）することは可能。

競争評議会が事業者に金銭的制裁その他の行政制裁を課す事案では、それら行政的措置により制裁及び違反行為の抑止として十分であることが多く、当該事案に係る自然人につき、更に（併行して）刑事裁判所による罰金の賦課が求められることは稀。

（2）二重処罰の禁止を巡る議論

二重処罰禁止原則の根拠は、ヨーロッパ人権規約（「何人も、無罪又は有罪の終局的判断が下された犯罪につき、当該判断を下した国家の管轄内における刑事手続により、再び刑事事件の審理を受け、あるいは処罰されてはならない。」）。

「刑事裁判所が同一事件を二度処罰すること」だけが禁止され、反競争的行為をした事業者に対する金銭的制裁と、刑罰の賦課は、二重処罰禁止原則に反しない。

3 ドイツ

同一の行為が犯罪行為と秩序違反行為の双方に該当するという場合には、刑法が優先的に適用され、刑罰が科されない場合に限って過料を課することができる（法律上、刑罰と過料が重複して科されることはないかたちになっている。）

刑罰と過料を併科しないことが、単に法律レベルでの規定にとどまるのか、それとも、憲法上の要請なのかについては、意見が分かれている。具体的には、その併科が、基本法 103 条 3 項が禁じる二重処罰に該当するかが問題となるが、この点につき、連邦憲法裁判所は、基本法 103 条 3 項は、刑罰を二重に科すことを禁じたものであり、過料は刑罰ではないから、それには反しないとしている。しかし、過料は、その実体的要件が刑罰と同様であることに現れているように、刑罰類似のものであるから、103 条 3 項との関係では、刑罰と同様に扱われるべきであり、したがって、刑罰と過料を併科することは、基本法違反となるとする見解も有力である。

4 アメリカ

連邦憲法第 5 修正（「何人も、同一犯罪行為を理由に生命又は身体を二度危険にさらされることはない。」）は同じ犯罪行為について、刑事処罰（刑事訴追）を 2 度受けないことの保障であるから、問題となっている措置が、刑事処罰にあたるかどうかの問題というのが最高裁の考え方。

法律の文面上は非刑事的措置であるものが、実質的に刑事処罰とみなされる指標をどこに求めるかについて、ハドソン判決は、「立法意図にもかかわらず、この措置が懲罰的(punitive)であるためには、積極的な不利益を与えるもので、歴史的に punishment と考えられており、故意を要件とし、応報と抑止を目的とし、対象行為が犯罪(crime)である等の要件を満たさなければならない」としている。

同じ違反行為に対して刑事処罰と civil money penalty の双方をかけることは、広く受け入れられている。1970 年の W.Gellhorn の論文では、「使い分けることにすれば混乱は少ないであろうが、多くの立法は、事案に応じてどちらか、そして両方使えると定めている。そして、こうした立法を否定しなければならないとするだけの、真に説得的な理由は見いだされない」と指摘しており、この考えは現在も受け入れられている。

専門調査員の海外調査報告（第 13 回会合資料 1～3 を基に作成）